

他の保険との“ちがい”で選ばれています!

大教済の自動車保険

お見積りはコチラ



教職員は 拘禁刑以上の判決で失職します

教育職員免許法は第10条で、地方公務員法は第28条で教職員が失職する場合を定めており、どちらも拘禁刑以上が該当します。なお、拘禁刑以上には**執行猶予付も含まれます**。そのため、**検察庁が正式起訴するかどうかの判断をする前の事故対応は特に重要**といえます。全教自動車保険は、教職員の身分をまもるために刑事責任まで視野に入れ、全力で加入者をサポートします。



ちがい1 相手への対応

信頼

万が一の事故の際、教職員専用の受付フリーダイヤルで24時間、365日対応。相手への直接謝罪や、お見舞いの適切なアドバイスが他と圧倒的に違います。

ちがい2 情報の共有

安心

相手のケガの様子、進捗は加入者、保険会社、大教済ですべて共有。相手の動きが見えるから的確に行動できます。圧倒的な情報量が他と大きく違います。

ちがい3 民事だけでなく 刑事罰も見すえたすばやい示談

スピーディー

検察官は事故状況や被害の大きさとともに、被害者側の意向を重視するので、教職員の身分をまもるためには、刑事上の処分が決定する前に示談成立していることが重要。大教済のすごいところは、刑事責任まで視野に入れ、事故対応をする点です。

やっぱり
大教済の
自動車保険

一般の自動車保険はここまでやってくれません!

お見積りはこちら

現在ご加入の**保険証券※を用意**

※継続証・満期の案内もOK!
(保険の内容がわかるもの)

現在ご加入の保険がない場合は
ご連絡ください。

証券

写真に撮って送るだけ!

WEB



LINE

お電話でもお見積り可能です **大教済 TEL: 06-6768-4326**